

	契約係用
<input type="radio"/>	業者用

件名 西車両基地気吹集塵用ダクト粉塵除去業務
業務委託仕様書

令和5年12月

札幌市交通局	車両課二十四軒検修係	札交車23第3172号 佐藤 大夢 電話643-3011 内8252
--------	------------	--

1 適用

本仕様書は、札幌市交通局高速電車西車両基地気吹集塵用ダクト粉塵除去業務に適用する。

2 履行期間

契約書に示す着手日から令和6年3月31日まで

3 作業場所

札幌市交通局高速電車 西車両基地 地下2階

札幌市西区二十四軒1条4丁目1-2

4 機器仕様

(1) 気吹集塵装置排風機（変電棟2階）

ア 型式 POT-RH #5 × 3台

イ 回転数 1830rpm

ウ 送風量 280m³/min 270mmAq

オ 製造日 1975年

(2) 集塵装置吸込口（地下2階 13-3, 4番線）×35箇所

5 業務範囲

13-3、4番線にあるピット線内の集塵用ダクトの粉塵を除去する。（別紙1）

床から立ち上がっているダクト及び13番線天井部のダクトは業務対象外とする。

6 業務内容

(1) 13-3、4番線の集塵装置吸込口から集塵機を使用し、ダクト（200φ×2.2m）内の粉塵を除去する。（35箇所）

(2) Y1通りのマンホール（別紙2）からピット内のダクトに穴を開口する。開口する際には、火花の発生する工具を使用しないこと。

(3) 開口部からダクト内の粉塵を除去する。

(4) 粉塵除去後、開口部を塞ぎビスで固定する。また、開口部を塞ぐ際にはコーキング剤を使用し、漏気を防止する対策を行うこと。

(5) Y1通り下の露出したダクト（800φ）の点検口から粉塵を除去する。

ダクト内の粉塵除去の前後で風量測定を行い、「業務報告書」に記載すること。

7 留意事項

(1) 本業務を行うときは、委託者と十分に打合せを行い、実施すること。

(2) 作業時間は原則9時00分から17時00分までとする。上記時間外での作業を行う際には委託者と協議すること。

(3) 作業現場に責任者である業務主任を配置すること。

ア 業務主任は、「酸素欠乏危険作業主任者」取得者であり、労務・工程・安全管理等の管理業務を行うこと。

イ 業務員は、関係資格あるいは十分な経験を有した者で、業務内容を十分に理解した上で作業に従事されること。

(4) マンホール内には酸素濃度計を設置し、酸素欠乏の恐れがある際には送風機等を設置して酸素欠乏症の防止に努めること。

(5) 作業場近くに消火設備を設置し火災が発生した際には速やかに消火を行うこと。

(6) 作業完了後は、清掃・片づけ等を行うこと。

(7) 不慮の事故が発生した場合は、速やかに委託者に報告し、受託者の責任において一切を処理すること。

8 経費の負担

電気・水道等は委託者の負担とするが、業務に必要な工具類及び消耗品類は受託者の負担とする。

9 廃棄物の処理

業務上発生した廃棄物は当局指定（高速電車西車両基地内）の集積場へ運搬すること。（別紙3）

10 提出書類

No.	書類名	部数	提出期限
1	業務着手届（業務委託-第8号様式）	1部	着手と同時
2	業務工程表（業務委託-第9号様式）	1部	着手と同時
3	業務主任経歴書（業務委託-第10号様式）	1部	着手と同時
4	資格証明書の写し	1部	着手と同時
5	業務日報	1部	作業実施日毎
6	業務完了届（業務委託-第13号様式）	1部	業務完了後速やかに
7	業務報告書（作業写真を含む）	1部	業務完了後速やかに

- (1) 委託者で様式を指定しているものについては、指定様式によること。
- (2) 上記以外の書類についても、委託者が必要と認めた場合は提出すること。
- (3) 提出書類の内容に変更が生じた場合は、遅滞なく提出すること。
- (4) 着手時の提出書類の表紙に「保険関係成立済」の押印（労働基準監督署印）を受ける、もしくは契約日から遡及して1年以内の受付印及び領収印の押印または領収日の記載がされている保険関係成立届、労働保険料等領収書等の法定様式控え等の控えを添付すること。

11 疑義

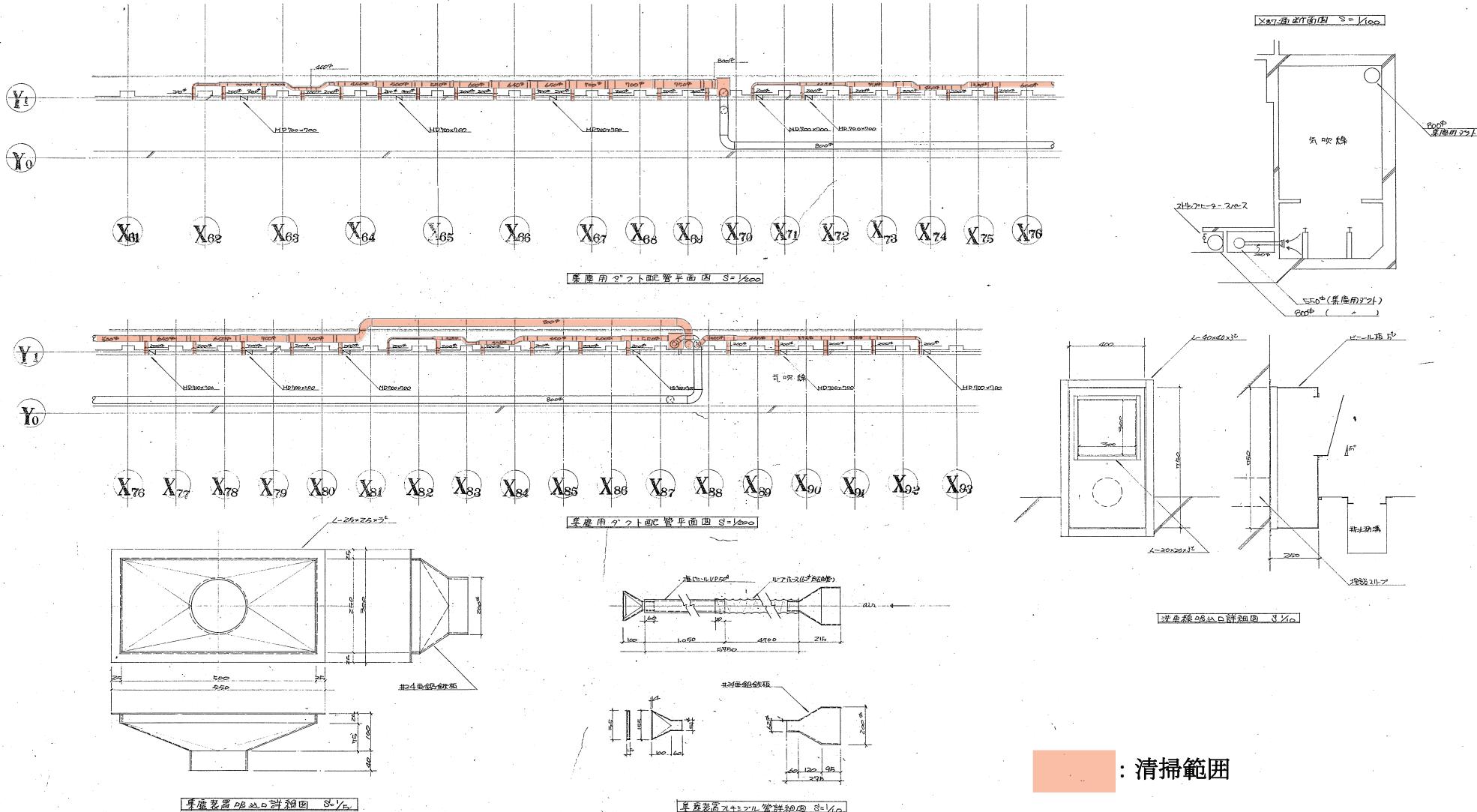
本仕様書に明記されていない事項及び疑義のある事項については、委託者と十分協議すること。

12 法令遵守（コンプライアンス）の徹底

受託業務の実施にあたっては、法令違反または不適切行為を防止するため、法令及び作業ルール等の遵守を徹底すること。

13 札幌市環境マネジメントシステムの運用への協力

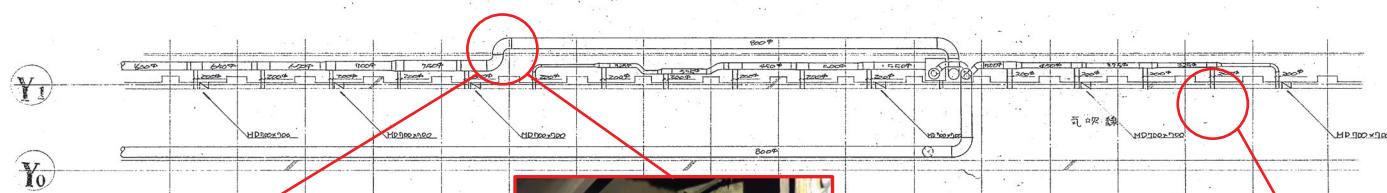
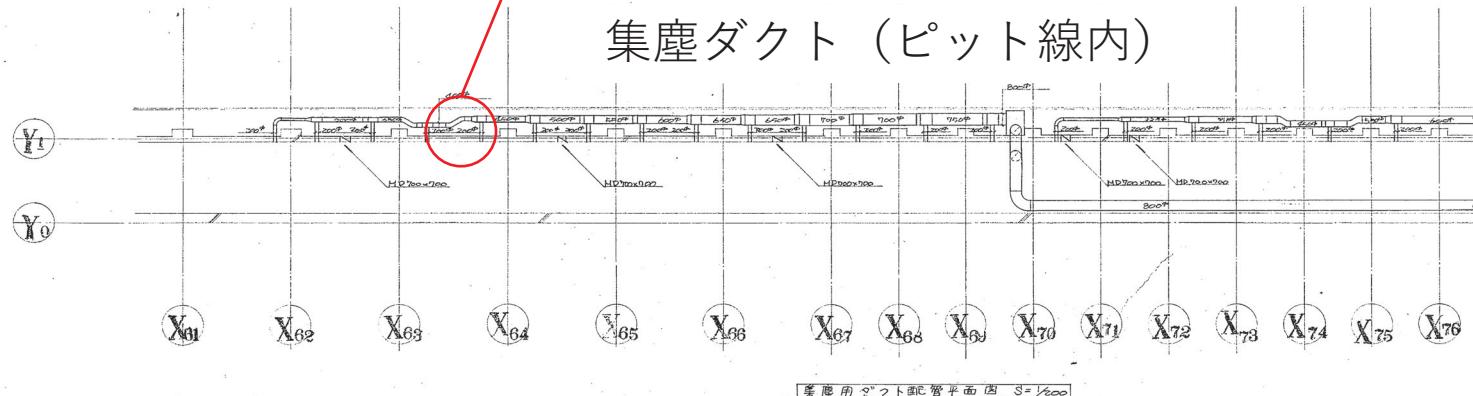
- (1) 受託者は作業に従事する者へ本市の「環境方針」（添付）を周知し、本市の環境配慮に対する取り組みについて理解させること。
- (2) 受託者は、本市環境マネジメントシステムに合致する形で業務を遂行すること。



：清掃範囲



集塵ダクト（ピット線内）



点検口（12番ピット線下）

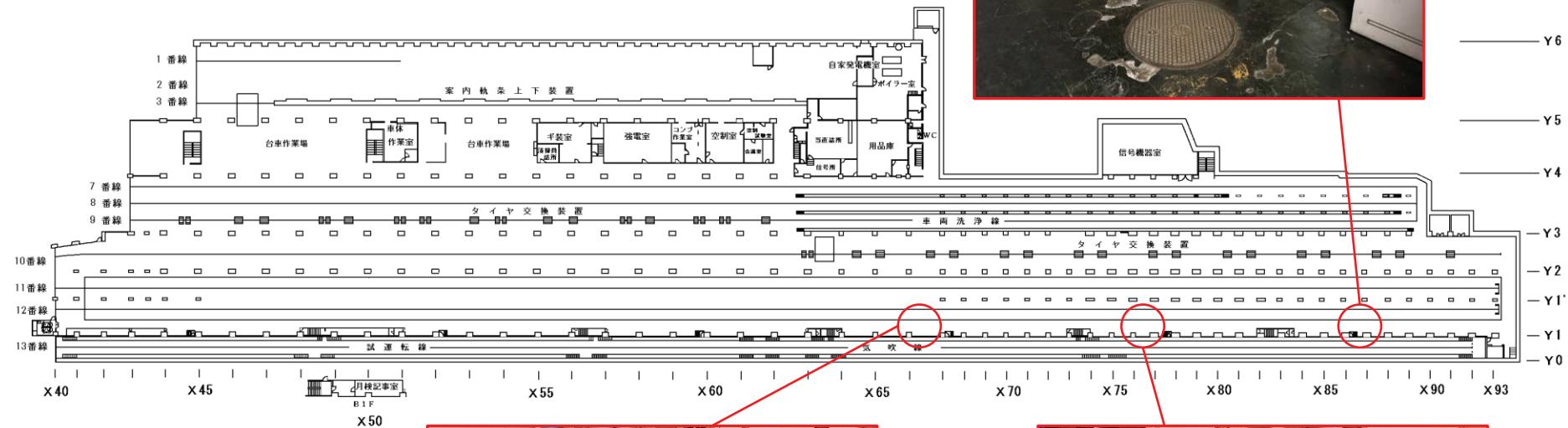


点検口開口時

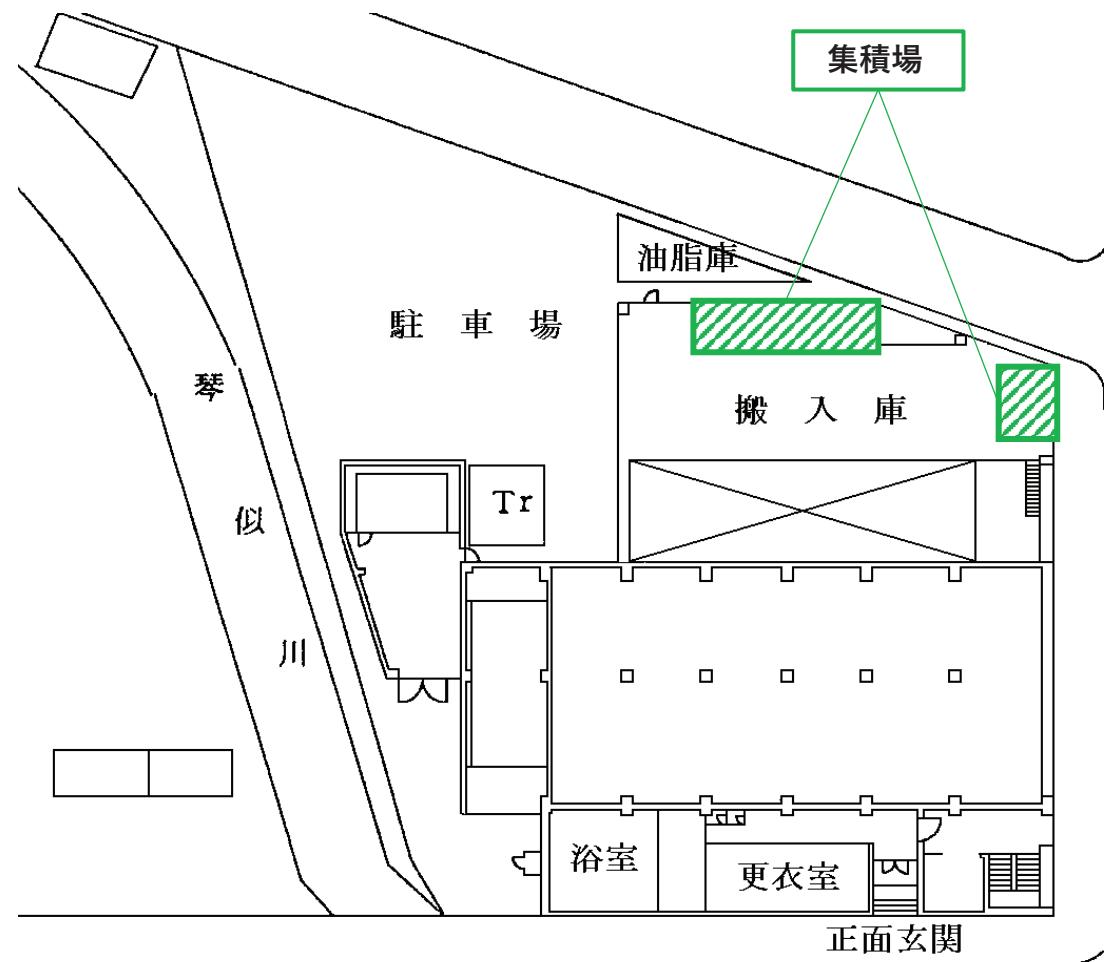


集塵装置吸込口

地下 2 階平面図



西車両基地 地上 1 階平面図



環境方針

1 基本理念

札幌市役所は、地球環境への負荷を継続的に低減するため、エネルギー使用量及び温室効果ガス排出量の削減など、環境配慮取組の推進に努めてきました。

近年、気象災害をはじめとした気候変動の影響が深刻化する中、脱炭素社会の構築に向けて、気候変動対策は大きな転換期を迎えています。

札幌市においても、地球の平均気温の上昇を1.5°Cに抑える努力を追求するというパリ協定の目的を踏まえて、2050年の目標に「温室効果ガス排出量を実質ゼロにする（ゼロカーボン）」を設定するとともに、2030年についても高い目標を掲げて温室効果ガスの排出量の削減に取り組んでいくこととしました。

札幌市役所は、市域の温室効果ガスの約6%を排出する市内最大級の事業者であり、自ら排出量の削減に率先して取り組む姿を市民・事業者へ示していくことが必要です。

そのため、徹底した省エネルギー対策を進め、そのうえでどうしても必要なエネルギーは再生可能エネルギーへと転換していくことを基本的な方向として、環境マネジメントシステムによる継続的改善を図り、札幌市役所の事務事業に伴うエネルギー使用量及び温室効果ガス排出量を着実に削減していきます。

また、国連「持続可能な開発目標（SDGs）」の視点を踏まえ、環境配慮取組を推進することで、温室効果ガス排出量の削減のみにとどまらず、経済、社会分野の統合的解決を目指すとともに、市民・事業者・行政が協働し、一体となって脱炭素社会に向けて取り組むことで、「心豊かにいつまでも安心して暮らせるゼロカーボン都市『環境首都・SAPP_URO』」の実現を目指してまいります。

2 基本的方向

全ての部局は、所管する事務事業について、環境に関する法令を遵守することはもとより、SDGsの視点も踏まえながら環境配慮取組を推進し、脱炭素社会の実現に向けて、以下の項目に重点的に取り組みます。

- 1 **徹底した省エネルギー対策を進めます。**
- 2 **再生可能エネルギーの導入を拡大します。**
- 3 **移動における脱炭素化を進めます。**
- 4 **廃棄物の発生・排出を抑制し、省資源・資源循環を推進します。**
- 5 **環境負荷の少ない製品やサービスを利用します。**
- 6 **事務事業のみならず、公共工事・委託業務における環境負荷を低減します。**
- 7 **環境問題に関する啓発・教育活動を推進します。**

この環境方針による環境活動の成果は、市民に公表するとともに、市民からの意見を市政運営に反映させていきます。

令和3年4月1日

札幌市長 秋元克広

札幌市環境局

西車両基地気吹集塵用ダクト粉塵除去業務

仕様書番号 札交車23第3172号

金 円

総括表

名 称	仕 様	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
気吹集塵用ダクト粉塵除去		式	1			
消費税相当額		式	1			10.0%
合計						